調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td>６５２０－１００－６４２６－５</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">歯科治療装置</td><td colspan="3">ＧＭ－Ｔ１０４６９７Ｐ</td></tr>
<tr><td colspan="2">防衛大臣承認</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">作　成</td><td>昭和４９年　５月３１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更</td><td>平成２３年１０月２５日</td></tr>
<tr><td colspan="2">作成部隊等名</td><td>補給統制本部　衛生部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する歯科治療装置（以下，“本品”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１　　角形銘板

b)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c)　**法令等**

薬事法（昭和３５年法律第１４５号）

薬事法施行規則（昭和３６年厚生省令第１号）

2　製品に関する要求

2.1　製造承認等

製造承認等は，次による。

a)　“薬事法”によって，医療機器として製造（輸入）承認された製品であるものとする。

b)　医療機器として製造（輸入）承認を要しない製品の場合は，“薬事法施行規則”によって，医療機器製造（輸入）品目として許可を得ているもの，又は医療機器製造（輸入）製品届書を提出しているものとする。

2.2　構成

構成は，**表１**による。

表１－構成

番号	名称	数量[a)]	規格等
１	歯科治療装置	１式	―
１．１	歯科治療ユニット	１	―
１．２	エアコンプレッサ，歯科治療用	１	１馬力用
１．３	エアコンプレッサ，歯科治療用	１	２馬力用

表 1－構成（続き）

番号	名称	数量[a)]	規格等
１．４	いす，歯科術者用	1	―
１．５	エアバキューム又はモーターバキューム	1	―
１．６	セントラルバキューム	1	―
注[a)] 規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書によって指定する。			

2.3 材料・加工方法

材料及び加工方法は，製造者の定めた仕様及び規格による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

構造，形状，寸法及び質量は，次によるほか，製造者の定めた仕様及び規格による。

a) 歯科治療ユニット部は，治療ユニット部と患者用いすが一体となったチェアマウント型とする。

b) 治療ユニット部は，各種ハンドピース，スリーウェイシリンジ，無影灯，シャーカステン，ガスバーナ，スピットン，トレーなどを備えたものとする。

2.5 性能

性能は，次によるほか，製造者の定めた仕様及び規格による。

a) 歯科治療ユニット

1) エアタービン（ボールベアリング式） 350 000rpm 以上
２本をユニット本体に装備，ワンプッシュ式でオートクレーブ滅菌可能なものとし，ライト付きとする。

2) モータ 4 000rpm以下（低速）／ 22 000rpm 以上（高速）

3) 無影灯 13 000LUX以上（ハロゲンランプ）

4) シリンジ エアー，水銃，噴霧の機能を有するもの２本を装備

5) いす，歯科治療用

5.1) オート位置制御 ２ポジション

5.2) 昇降方式 電動・油圧ポンプ機構（フットスイッチ付き）

5.3) シート及びバックレスト 水平位及び角度調節可能なもの

5.4) 最低位 ４５５㎜以下

5.5) 最高位 ７００㎜以上

6) その他 デンタルシャーカステン付き

b) エアコンプレッサ，歯科治療用（１馬力用）

1) 電源 単相１００Ｖ

2) 出力 ０．７５ＫＷ（１馬力）

3) 排気容量 ８０Ｌ／min以上

4) 調整圧力 ６．０～８．５kg／㎠

5) タンク容量 ２５Ｌ以上

6) その他 エアフィルタ及び防音箱付き

c) エアコンプレッサ，歯科治療用（２馬力用）

1) 電源 ３相２００Ｖ

2) 出力 １．５ＫＷ（２馬力）

3) 排気容量 １５６Ｌ/min以上

4) 調整圧力 ６．０～８．０kg／㎠

5) タンク容量　　７２Ｌ以上

6) その他　　オートドレーン付きとする。

d) いす，歯科術者用は，高低調節式及び自在キャスタ付きとする。

e) エアバキューム又はモーターバキュームは，ユニットに装着し，口腔内の歯が(牙)切削片,血液等の排除が可能なものとする。

f) セントラルバキューム

1) 歯科用バキュームブロワ

1.1) 電源　　３相２００Ｖ

1.2) 出力　　０．７５KW（１馬力）

1.3) 風量・風圧　　０．７m^3／minの時１　６００㎜ H_2O

1.4) 使用口数　　１～６か所（同時使用３か所）

2) 分離器，７Ｌは，吸引時の排気と口腔内の汚水，血液等を分離できるものとする。

3) バキューム操作盤は，シングルバキューム型とし，ブロワ運転の指示を行うものとする。

2.6 外観

外観は，きず，汚れなどがなく，仕上げが良好なものとする。

2.7 製品の表示

製品の表示は，次による。

a) 製品の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，納入品の見やすい適当な箇所に，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１及びＮＤＳ Ｚ８０１１による１種銘板を表示する。また，“エアコンプレッサ,歯科治療用”及び“いす，歯科術者用”については，適当な箇所に補助銘板で次の表示を行う。

例

品　　名　エアコンプレッサ，歯科治療用
物品番号　６５２０－１００－６４２６－５

b) １種銘板の取得番号を必要とする場合は，調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は,調達要領指定書によって指定する場合を除き,ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.1による。

4.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 4.2による。

5 その他の指示

5.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は，次による。

a) 附属品及び予備品は，製造会社の定めた仕様及び規格による標準附属品と標準予備品一式とする。

b) 特別附属品は，**表 2** による。

表 2－特別附属品

番号	名称	数量[a)]	規格等
1	エアタービン用ハンドピース（ライト付き）	2	―
2	ストレートハンドピース	1	―
3	コントラハンドピース	1	―
4	排だ（唾）チップ	１０	―
5	バキュームチップ，直，金属製（ゴム付き）	１０	―
6	バキュームチップ，曲，金属製（ゴム付き）	１０	―
7	逆流防止装置（２本仕様）	1	―
8	エアースケーラ（ライト付き）	1	―
9	除菌水フィルタ	1	―
注[a)] 規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書によって指定する。			

5.2 納入書類

5.2.1 添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

a) 取扱説明書（日本語版） １部

b) 附属品明細表（様式適宜） １部

c) 納入品カタログ １部

5.2.2 提出書類

提出書類は，**表 3** による。ただし，過去に納入実績があり，前回納入時と変更がない場合は，省略できるものとする。

表 3－提出書類

名称	時期	数量	提出先
取扱説明書（日本語版）	納入時	１部	陸上自衛隊補給統制本部衛生部
附属品明細表（様式適宜）			
納入品カタログ			

5.3 据付調整

据付調整は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，搬入後，速やかに組立て，据付け及び調整を行うものとする。